

地上デジタル移動体向け（1セグメント）放送の不感地帯解消
のためのギャップフィラーに関する調査検討会
開 催 要 綱

1 名 称

この調査検討会は、「地上デジタル移動体向け（1セグメント）放送の不感地帯解消のためのギャップフィラーに関する調査検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

2 目 的

地上デジタル移動体向け（1セグメント）放送の不感地帯解消のためのギャップフィラーに関し、その有効性を検討するとともに、技術基準の策定に資するための調査検討を行うことにより、地上デジタル放送の普及促進を図ることを目的とする。

3 調査検討事項

地上デジタル移動体向け（1セグメント）放送の不感地帯解消を目的とした微小電力の実験局を開設し、次の技術試験と調査検討を行う。

- (1) ギャップフィラーに関する技術基準策定に資するための試験システム
- (2) ギャップフィラー S F N 送信における既設固定受信に対する影響評価
- (3) ギャップフィラーの有効性の評価
- (4) ギャップフィラーに求められる技術基準
- (5) ギャップフィラー導入のための課題（価格、設置条件等）等

* S F N Single Frequency Network（単一の周波数でサービスエリアをカバーするシステム）

4 構 成 員

資料3のとおり

5 期 間

平成17年6月28日（火）に第1回会合を開催し、平成18年3月を目処に取りまとめを行う。

6 運 営

- (1) 本検討会は、北陸総合通信局長が開催する調査検討会とする。
- (2) 本検討会には、座長を置く。
- (3) 座長は、本検討会の構成員の互選により決めることとする。
- (4) 座長は、本検討会を招集し、主宰する。
- (5) その他、検討会の運営に必要な事項は座長が定める。

7 その他

庶務は、北陸総合通信局情報通信部放送課が行う。